

参考(改正後の通知全文)  
社援発第1005006号  
平成17年10月5日

第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正、第六次改正  
第七次改正、第八次改正  
第九次改正、第十次改正  
第十一次改正

省 略

第十二次改正  
社援発0627第6号  
令和元年6月27日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて

標記については、従前から、老朽化した社会福祉施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 施設の模様替	<p>① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事</p> <p>② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p>
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	<p>① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</p> <p>② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 介護用リフト等特殊付帯工事	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005008号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊付帯工事の取扱いについて」の別紙「社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊付帯工事費）補助金実施要綱」（以下「介護用リフト等特殊付帯工事費補助金実施要綱」という。）2により整備する工事
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	<p>① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p> <p>② 地震防災対策上必要な補強改修工事</p> <p>③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備</p>
(9) 生産設備近代化整備	既存施設について平成19年2月15日社援発第0215012号厚生労働省社会・援護局長通知「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」（以下「生産設備近代化整備交付要綱」という。）により建物に固定

	して一体的な設備を整備するための工事
(10) グループホーム改修整備	共同生活援助を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、共同生活援助の基盤整備を図るための改修工事
(11) 短期入所事業改修整備	短期入所事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、短期入所事業の基盤整備を図るための改修工事
(12) 障害福祉サービス事業等改修整備 （(10)、(11)の事業を除く。）	障害福祉サービス事業等を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、障害福祉サービス等の基盤整備を図るための改修工事
(13) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

- (注) 1 施設とは、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象施設をいう。  
 ただし、1の(4)の②の事業については、入所施設とする。  
 2 一定年数は、おおむね10年とする。

## 2 補助基準

- (1) 原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上（ただし、1の(7)の事業については、介護リフト等特殊付帯工事費補助金実施要綱に定める基準額の範囲内、1の(9)の事業については、生産設備近代化整備交付要綱に定める基準額の範囲内）のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上のものとする（ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。）。

施設延面積(当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）が必要と認めた面積)×4,000円  
 ただし、1の(3)の事業については、原則として総事業費が300万円以上、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上、通所(利用)施設にあっては30万円以上のもの、1の(8)の事業については、原則として総事業費が500万円以上のもの、1の(10)の事業については30万円以上1,000万円以内（ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は1,200万円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は200万円以内）のもの、1の(11)の事業については、30万円以上600万円以内（ただし、短期入所事業以外の施設（以下、「本体施設」という。）の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用）のもの、1の(12)の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。（2）建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

- (3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

## 3 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り  
 (2) 工事請負業者の見積り  
 (3) 1の(10)から(12)のうちスプリンクラー設備等のみを整備する場合には、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知

「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」に定める国庫補助基準単価

(参考 改正後全文)  
社援発第1005007号  
平成17年10月5日  
第一次改正  
社援発第1029007号  
平成20年10月29日  
第二次改正  
社援発1006第9号  
平成21年10月6日  
第三次改正  
社援発0401第23号  
平成22年4月1日  
第四次改正  
社援発1022第8号  
平成26年10月22日  
第五次改正  
社援発0825第3号  
平成27年8月25日  
第六次改正  
社援発0804第6号  
平成28年8月4日  
第七次改正  
社援発0622第4号  
平成29年6月22日  
第八次改正  
社援発0604第11号  
平成30年6月4日  
社援発0627第7号  
令和元年6月27日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等  
の取扱いについて

標記の国庫負担（補助）金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成16年12月6日雇発第1206010号、社援発第1206021号、老発第1206002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。

## 第1 スプリンクラー設備

### 1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

### 2 対象施設

- (1) 入所施設（当該施設に併設する短期入所事業所を含む。）
- (2) 入所施設以外の施設については、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が6,000㎡以上の場合

### 3 国庫補助基準単価

1㎡当たり20,700円とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり39,300円とする。

また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。

### 4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

### 5 その他

- (1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。
- (2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

## 第2 屋内消火栓設備

### 1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

### 2 対象施設

消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる施設を含む。）

### 3 国庫補助基準単価

(1) 消防法施行令第11条第3項第1号イからへまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

#### ア 基準単価

(基本額) (㎡当たり加算額)

501万円以内 + 2,000円/㎡以内

#### イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に259千円以内の額を乗じた額を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

(2) パッケージ型消火設備を設置する場合

#### 基準単価

当該設備を設置する個数に388千円以内の額を乗じた額

### 4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

### 5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

参考（改正後の通知全文）

社援発第1005013号  
平成17年10月5日

第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正、第六次改正  
第七次改正、第八次改正  
第九次改正  
省 略

第十次改正  
社援発0627第8号  
令和元年6月27日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費  
及び仮設施設整備工事費の取扱いについて

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。



## 別紙

### 社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱

#### 1 趣 旨

この補助金は、老朽化等に伴う社会福祉施設等の改築等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、社会福祉施設等の円滑な改築整備を行い、利用者の処遇の向上を図るものである。

#### 2 解体撤去工事費

##### (1) 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）による社会福祉施設等のうち、改築等を行う施設とする。

##### (2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

##### (3) 基準額の算定

###### ① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表1-1又は別表1-2に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表1-3に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-8又は別表1-9に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(エ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（

木造施設の改築として行う場合) として行う場合には別表 1-8 又は別表 1-9 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1 事業 (施設) 当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表 1-1 又は別表 1-2 に掲げる 1 事業 (施設) 当たり基準単価を基準額とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 1-3 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(ウ) 沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 4 条に規定する沖縄振興計画 (以下「沖縄振興計画」という。) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 1-4 及び別表 1-5 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表 1-6 又は別表 1-7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(オ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として行う場合には別表 1-8 又は別表 1-9 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(カ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として行う場合には別表 1-8 又は別表 1-9 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

ウ 既存施設の一部を解体し撤去する場合

平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

エ 都市部等において高層施設を撤去する場合であって、平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005011 号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する施設の解体撤去を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については 0.08 を乗じて得た額を加算する。

オ 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については 0.08 を乗じて得た額を加算する。

カ 奄美群島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和 44 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) に規定する離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、0.08 を乗じて得た額を加算する。

- ② 交付要綱の別表 4 に掲げる施設  
厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

(4) 留意事項

- ア 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する  
廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。  
イ 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。  
）の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

3 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が補助対象となる施設であって、用地の関係  
上等特別な事情により仮設施設が真に必要と認められる施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第 2 の 3 の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築、  
大規模修繕等又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表 2-1 又は別表 2-2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に仮設施設を  
要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2-3 に  
掲げる定員 1 人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を  
基準額とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第  
1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合  
には別表 2-8 又は別表 2-9 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に仮設施設  
を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表  
第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場  
合には別表 2-8 又は別表 2-9 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に仮設施  
設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1 事業（施設）当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表 2-1 又は別表 2-2 に掲げる 1 事業（施設）当たり基準単価を基準  
額とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2-3 に  
掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2-4 又は別表 2-5  
に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表 2-6 又は別表 2-7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(オ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2-8 又は別表 2-9 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(カ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2-8 又は別表 2-9 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

ウ 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合  
平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

② 交付要綱の別表 4 に掲げる施設  
厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

#### (4) 留意事項

ア 仮設施設整備工事費には、交付要綱の第 2 の 5 に定める費用を除き、仮設施設  
の整備に最低限必要なすべての付帯設備に要する費用が含まれるものであること。

イ 仮設施設  
の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。  
ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

ウ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、  
当然のことながらこの間、入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全  
全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないよう配慮すること。

エ 仮設施設  
の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

別表1-1

## 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		272,000	285,000
更生施設		272,000	285,000
授産施設		124,000	130,000
宿所提供施設		97,000	101,000
社会事業授産施設		124,000	130,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	11,600,000	12,100,000
	通所系 (注1)	5,750,000	6,030,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2

(耐震化等整備を行う場合)

## 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		361,000	379,000
更生施設		361,000	379,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,400,000	16,200,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

## 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		361,000	379,000
更生施設		361,000	379,000
授産施設		165,000	173,000
宿所提供施設		129,000	135,000
社会事業授産施設		165,000	173,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,300,000	16,200,000
	通所系 (注1)	7,480,000	7,720,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		13,900,000	14,500,000
障害福祉関係施設	入所系	12,900,000	13,500,000
	通所系	6,390,000	6,700,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表1-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		19,500,000	20,700,000
障害福祉関係施設	入所系	17,100,000	18,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表1-6

(公害防止対策事業として行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	12,400,000	12,900,000
	通所系	6,130,000	6,440,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表1-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	16,400,000	17,200,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表1-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

## 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		302,000	317,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	12,900,000	13,500,000
	通所系 (注1)	6,390,000	6,700,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表1-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

## 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		401,000	421,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	17,100,000	18,000,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表2-1

## 定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		495,000	519,000
更生施設		495,000	519,000
授産施設		234,000	245,000
宿所提供施設		187,000	196,000
社会事業授産施設		234,000	245,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	21,000,000	22,000,000
	通所系 (注1)	10,200,000	10,600,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

## 別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

## 定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		657,000	689,000
更生施設		657,000	689,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	28,000,000	29,300,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

## 別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

## 定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		657,000	689,000
更生施設		657,000	689,000
授産施設		309,000	324,000
宿所提供施設		248,000	260,000
社会事業授産施設		309,000	324,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	27,900,000	29,200,000
	通所系 (注1)	13,300,000	13,900,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

## 別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		25,200,000	26,400,000
障害福祉関係施設	入所系	23,300,000	24,500,000
	通所系	11,300,000	11,800,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表2-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		35,600,000	37,300,000
障害福祉関係施設	入所系	31,100,000	32,500,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表2-6

(公害防止対策事業として行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	22,400,000	23,500,000
	通所系	10,800,000	11,300,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表2-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	29,900,000	31,200,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。



別紙2-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標 準	都 市 部
救護施設		550,000	577,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	23,300,000	24,500,000
	通所系 (注1)	11,300,000	11,800,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別紙2-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標 準	都 市 部
救護施設		730,000	766,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	31,100,000	32,500,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

参考(改正後の通知全文)  
社 援 発 第 0 2 1 5 0 1 3 号  
平 成 1 9 年 2 月 1 5 日

第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正、第六次改正  
第七次改正、第八次改正  
省 略

第 九 次 改 正  
社 援 発 0 6 2 7 第 9 号  
令 和 元 年 6 月 2 7 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の  
取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

## 1 趣 旨

社会福祉施設において、授産施設等の整備を行うことにより、施設利用者の処遇はもとより、利用者の自立助長の促進を図るものである。

## 2 対象事業

施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、下記のアからカにかかる機械設備等の整備にかかる機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費とする。

- ア 授産設備（対象施設：授産施設、社会事業授産施設、障害福祉関連施設）
- イ リハビリ設備（対象施設：障害福祉関連施設）
- ウ 職業訓練設備（対象施設：障害福祉関連施設）
- エ 職業補導設備（対象施設：障害福祉関連施設）
- オ 難聴幼児訓練設備（対象施設：障害福祉関連施設）
- カ A L S等居室を整備する際の特殊介護設備（既存施設も含む）  
（対象施設：障害福祉関連施設）

## 3 国庫補助基準

### （1）保護施設等の場合（ただし沖縄県及び那覇市は除く）

ア 2のアの設備に係る対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、別表のア欄に定める国庫補助基準単価を比較して、少ない方を国庫補助基準額とする。

### （2）（1）以外の場合

平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」別表3に定める「就労・訓練事業等整備加算」を適用する。

## 別表

設 備 品 目	国庫補助基準額
	ア 間 接
生産設備	13,400千円

参考（改正後の通知全文）

社 援 発 第 1 0 0 5 0 0 8 号  
平 成 1 7 年 1 0 月 5 日

第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正、第六次改正  
第七次改正、第八次改正  
第九次改正、第十次改正  
省 略

第 十 一 次 改 正  
社 援 発 0 6 2 7 第 1 0 号  
令 和 元 年 6 月 2 7 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等  
特殊附帯工事の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費）補助金実施要綱」を定め実施することとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成15年9月26日社援発第0926015号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。

## 別紙

### 社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費） 補助金実施要綱

#### 1 目的

この補助金は、社会福祉施設において、入所者の処遇の改善、介護職員の就労環境の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

#### 2 対象事業

##### (1) 介護用リフト等整備費

###### ア 趣旨

社会福祉施設において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

###### イ 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）による社会福祉施設等のうち、次の施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させるものに限る）

###### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

###### (ア) 介護用リフトの整備

居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備

###### (イ) 特殊浴槽の整備

介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備

##### (2) 資源有効活用整備費

###### ア 趣旨

社会福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

###### イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

#### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

##### (ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備

##### (イ) 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

##### (ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

##### (エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

### (3) 民間社会福祉施設特別整備費

#### ア 趣旨

社会福祉施設等において入所している身体障害者等があたたくより快適な生活が送れるよう、施設の緑化等ゆとりと潤いのある生活環境を整備するため、入所者及び地域社会に配慮した創意工夫による個性ある施設づくりの推進を図る。

#### イ 対象施設

対象となる施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社であって、施設の新増改築及び拡張の施工に併せ「ウ 対象経費」に掲げる事業を実施する次の条件を備えた施設

- 保護施設等の入所施設において、施設入所者の生活の質の向上及び在宅福祉サービス等のため、施設整備面で先駆的な取組みを行うもの

#### ウ 対象経費

次に掲げる対象事業で、施設整備費本体の対象経費以外の整備に係る工事費又は工事請負費とする。

<対象事業>

植栽・花壇・庭園、遊歩道、歩行訓練場及び温室等

### (4) 消融雪設備整備

#### ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、入所者障害者等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

#### イ 対象施設

交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する同別表1-1に掲げる救護施設及び更生施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

#### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

### 3 国庫補助基準額

#### (1) 2の(1)の事業を行う場合

交付要綱の別表3-1に定める就労・訓練事業等整備加算を適用する。

#### (2) 2の(1)以外の事業を行う場合

ア 1施設ごとの2の(2)から(3)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、12,100千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の1に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。



## 別表

- 1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合

施 設 の 種 類	基 準 額
救護施設	13,500千円

参考(改正後の通知全文)  
社援発第0215012号  
平成19年2月15日

第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正、第六次改正  
第七次改正、第八次改正  
省 略

第九次改正  
社援発0627第11号  
令和元年6月27日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成21年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

## 1 趣旨

社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている授産施設の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、もって授産施設等利用者の自立助長の促進を図るものである。

## 2 対象施設

授産施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

## 3 対象経費

施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる事由により機械設備を整備するための機械器具購入費及び機械器具設置にかかる工事費又は工事請負費とする。

- (1) 経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- (2) 技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- (3) 利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

## 4 国庫補助基準

- (1) 1施設ごとの対象経費の実支出額（2社以上の納入業者の見積りのいずれか低い方）と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、原則として、13,400千円（1,500千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円）以上とする。）とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

## 5 その他

国庫補助の採択に当たっては、当該施設の経営実績及び緊急度を勘案して決定するものとする。

別表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

施 設 の 種 類	基 準 額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、14,900千円（1,667千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円）以上とする。）

(参考 改正後全文)  
社援発 1 1 1 8 第 3 号  
平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日

第 一 次 改 正  
社援発 0 2 0 7 第 1 号  
平成 3 1 年 2 月 7 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について

社会福祉施設等施設整備費の交付については、平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、標記の取扱いにあたっては別紙によることとし、平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日から適用することとしたので通知する。

## 障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について

### 1. 趣旨

障害者支援施設等の防犯対策及び安全対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置、外構の設置・修繕やブロック塀等の改修等を行う。

### 2. 対象施設等

交付要綱第2（定義）2に定める施設をいう。

### 3. 対象事業

次に掲げる整備等、障害者支援施設等の防犯対策及び安全対策を強化する工事を対象とする。

#### (1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕

- ・門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備
- ・安全点検の結果、問題があるブロック塀等（組積造又はコンクリートブロック造）の改修

#### (2) 非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事例示)

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・人感センサーを設置する工事
- ・その他、障害者支援施設等の安全対策に必要な工事

### 4. 補助基準

(1) 「3. (1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕」については、入所施設にあっては総事業費が1,000千円以上、通所（利用）施設にあっては300千円以上のものとする。

(2) 「3. (2) 非常通報装置等の設置」については、総事業費が300千円以上とする。

### 5. 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 工事請負業者の見積り

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印
---

（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）
- 2 施設の種別別紙（1）
- 3 申請額内訳別紙（2）
- 4 事業計画別紙（3）  
（設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本）

（添付書類）

- ・ 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙（１）

交 付 申 請 一 覧 表

(単位：円)

NO	施設の種類	施設の名称	間接補助事業者	国庫補助申請額
				施設整備費
	計			



別紙(2)

施設整備申請額内訳(障害者関係施設)

(都道府県市名)

(設置者の名称)

(施設の種類)

施設種別	設置者の 総事業費 円 A	対象経費の 実支(予定)額 円 B ( ≤ A )	寄附金その他 の収入額 円 C	差引額 円 D ( =A-C )	BとDの少ない方 の額 × 県補助率 円 E	算定基準による 単価補助額 円 F	都道府県 (指定都市等) 補助額 円 G	国庫補助 基本額 円 H	国庫補助金 所要額 円 I ( = H × 2/3 )
1 施設整備費									
施設整備費計									

- (注)
- (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
  - (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をF欄に記入すること。
  - (3) 算出にあたっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。
  - (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
  - (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。
  - (6) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
  - (7) H欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
  - (8) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙(2)

施 設 整 備 申 請 額 内 訳 ( 保 護 施 設 等 )

(都道府県市名)

(設置者の名称)

(施設の名称)

施 設 種 別	設 置 者 の 総 事 業 費 A 円	対 象 経 費 の 実 支 出 ( 予 定 ) 額 B ( ≤ A ) 円	寄 付 金 等 の 他 の 収 入 額 C 円	差 引 額 D ( = A - C ) 円	BとDの少ない方 の額 × 県補助率 E 円	算 定 基 準 に よ る 算 定 額					都 道 府 県 ( 指 定 都 市 等 ) 補 助 額 L 円	国 庫 補 助 基 本 額 M 円	国 庫 補 助 金 所 要 額 N ( = M × 2 / 3 ) 円
						定 員 単 価 F 円	基 本 額 G 円	高 層 化 加 算 H ( = F × G ) 円	豪 雪 地 域 加 算 I ( = H × 8% ) 円	算 定 額 合 計 J ( = H × 8% ) 円			
1 施 設 整 備 費													
施 設 整 備 費 計													

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をK欄に記入すること。  
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
 (4) L欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4 + α)相当額を計上すること。 + αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。  
 (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、K欄若しくはL欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊附帯工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。  
 (6) A欄～M欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (7) M欄には、E欄、K欄若しくはL欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄、K欄若しくはL欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。  
 (8) N欄は、M欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、M欄に記入した額と同額とすること。

## 事業計画

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地  
 (2) 施設の種類  
 (3) 事業の目的及び効果  
 (4) 設置主体及び経営主体  
 (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

## 2 施設整備費に係る事業計画

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収(予定)地の別）  
 (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）  
 (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (オ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。  
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）  
 (ウ) 建築年月日  
 (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）  
 (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____	円
イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____	円
	（介護用リフト工事費）	_____	円
	（_____）	_____	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____	円
カ	授産施設等整備工事 費	_____	円
キ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費		
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮施設整備工事費）	_____	円
ク	その他の工事費	_____	円
ケ	地域交流スペース	_____	円
コ	合 計	_____	円

（注） 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫補助金	_____	円
イ	〇〇補助金	_____	円
ウ	設置者負担金	_____	円
	（内訳）一般財源	_____	円
	地方債	_____	円
	寄付金	_____	円
エ	合 計	_____	円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
  - （ア）直営・請負の別
  - （イ）着工年月日
  - （ウ）完了年月日
- キ 仮施設工事関係
  - （ア）直営・請負・賃貸借の別
  - （イ）工事期間
  - （ウ）仮施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

番 年 月 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印
---

交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類 別紙（1）のとおり
- 3 精算額内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書副本  
別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙（１）

精 算 額 一 覧 表

（単位：円）

NO	施設の種類	施設の名称	間接補助事業者	国庫補助金精算額
				施設整備費
	計			

別紙(2)

施設整備精算額内訳(障害者関係施設)

(都道府県市名)

(設置者の名称)

(施設の種類)

施設種別	設置者の 総事業費 円 A	対象経費の 実支出額 円 B ( ≤ A )	寄付金その他 の収入額 円 C	差引額 円 D ( =A-C )	BとDの少ない方 の額 × 県補助率 円 E	算定基準による算 定額 円 F	都道府県 指定都市等) の補助額 円 G	都道府 県補助 額 円 H	国庫補 助金 額 円 I	国庫補 助金 額 円 J ( =I × 2/3 )	国庫補 助金 額 円 K	国庫補 助金 額 円 L	国庫補 助金 額 円 M	差引過 △不足額 円 (=L-J)	
															国庫補 助金 額 円
1 施設整備費															
施設整備費計															

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をF欄に記入すること。  
 (3) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4 + α)相当額を計上すること。 + αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。  
 (4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。  
 (5) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) I欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
 (7) J欄は、I欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙(2)

施設整備精算額内訳(保護施設等)

(都道府県市名)

(設置者の名称)

(施設の種類)

施設種別	設置者の 総事業費 円 A	対象経費の 実支出額 円 B (≦ A)	寄付金の 収入額 円 C	その他 差引額 円 D (=A-C)	BとDの少ない方 の額×県補助率 円 E	算定基準 定員単 円 F	による 基本額 円 G	算定額 高層化 加算額 円 H (=F × G)	算定額 豪雪地 加算額 円 I (=H × 8%)	算定額 豪雪地 加算額 円 J (=H × 8%)	算定額 豪雪地 加算額 円 K (=H+I+J)	都道府県	都道府県	都道府県	国庫補助	国庫補助	国庫補助	国庫補助	差引	過
												額(指定都市等) 円 L	補助金 円 M	補助金 円 N	基本額 円 O (=N × 2/3)	所要額 円 P	交付決定額 円 Q	受入済額 円 R	不足額 円 S (=Q-O)	額
1 施設整備費																				
施設整備費計																				

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をK欄に記入すること。  
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
 (4) L欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。  
 (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、K欄若しくはL欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊附属工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。  
 (6) A欄～E欄及びK欄～M欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (7) N欄には、E欄、K欄若しくはL欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄、K欄若しくはL欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。  
 (8) O欄は、N欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、N欄に記入した額と同額とすること。



## 事業実績報告書

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地  
 (2) 施設の種類  
 (3) 設置主体及び経営主体  
 (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

## 2 施設整備費に係る事業内容

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収(予定)地の別）  
 (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）  
 (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (オ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。  
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）  
 (ウ) 建築年月日  
 (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）  
 (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費	_____	円
イ 工事事務費	_____	円
ウ 小計（本体工事費）	_____	円
エ 介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____	円
（介護用リフト工事費）	_____	円
（_____）	_____	円
オ 授産施設近代化整備 工事費	_____	円
カ 授産施設等整備工事 費	_____	円
キ 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費		
（解体撤去工事費）	_____	円
（仮施設整備工事費）	_____	円
ク その他の工事費	_____	円
ケ 地域交流スペース	_____	円
コ 合 計	_____	円

（注） 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - （ア）着工年月日
  - （イ）完了年月日
- カ 仮施設工事関係
  - （ア）工事期間
  - （イ）仮施設の使用期間

- (4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写  
直営の場合は、支払領収書の写  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写(仮施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写  
(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書(別紙①)
- 7 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)

別紙①

番 年 月 号 日

都道府県知事  
各 指定都市市長  
中核市市長

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

### 工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

別紙3

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金調書

(元号) 年度 厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国		地方公共団体										備考		
歳出予算科目	交付決定の額 円	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち国庫補助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補助金相当額 円	翌年度繰越額 円		うち国庫補助金相当額 円	
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等施設整備費補助金														

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書( )をもって附記すること。





番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印
---

（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金  
の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年  
法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。





番 年 月 号  
年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長 殿  
中核市の長

補助事業者名

印

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金等返還相当額)  
金 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

番 年 月 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)  
金 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)